

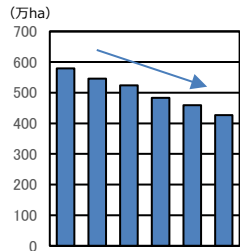
農業振興地域制度の概要－農振法(昭和44年制定)－

＜目的＞ 農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進により、農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図るとともに、国民に対する食料の安定供給の確保及び国土資源の合理的利用に寄与する。

農地を巡る情勢

日本の農地面積は、宅地等への転用や荒廃農地の発生により年々減少。食料供給力の低下が懸念。

農地面積の推移



農地は農業生産の基盤であり、食料安全保障の観点から、適切に確保していく必要。

農地制度

◆農業振興地域制度により、農業上の利用を図るべき土地を農用地区域としてゾーニング(転用不可)

◆農地転用許可制度により、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導

農用地区域の設定

農業振興地域

都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域

農用地区域

市町村がおおむね10年を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域
【転用原則禁止】

設定要件

- 次の土地については農用地区域に設定
 - ア 集团的農用地(10ha以上)
 - イ 農業生産基盤整備事業の対象地
 - ウ 農道、用排水路等の土地改良施設用地
 - エ 農業用施設用地(2ha以上又はア、イに隣接するもの)
 - オ 地域計画の達成のために必要な土地など、農業振興を図るために必要な土地

【計画達成に向けた措置(農用地区域内農地のメリット)】

- ✓ 生産基盤整備等農業施策の集中的実施
- ✓ 農地集団化等の交換分合
- ✓ 税制優遇措置等

農用地区域からの除外

～農地転用のための農用地区域からの除外～

- 道路等や地域の農業振興に関する市町村の計画に基づく施設等の公益性が特に高いと認められる事業の用に供する土地
- 上記以外の場合は、次の要件の全てを満たす場合に限り除外が可能

除外要件

- ア 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- イ 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ウ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- オ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- カ 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること

同意基準

- 除外要件の全てを満たすこと
- 都道府県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと(影響緩和措置(荒廃農地の解消や農用地区域への編入等)により農地確保が図られる見込みがある場合は同意可)

優良農地の確保に向けた仕組み

国

農用地等の確保等に関する基本指針

- 食料の安定供給の確保のための農用地等の確保に関する基本的事項
- 国面積目標
- 都道府県面積目標の設定基準等

面積目標等協議

同意

資料の提出(年1回)

- ・面積目標の達成状況に関する資料
- ・農用地利用計画協議資料の写し(5ha以上)

都道府県

農業振興地域整備基本方針

- 都道府県面積目標等

農業振興地域の指定・変更

農用地利用計画協議

(影響緩和措置※)

同意基準に基づき同意

(※都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがある場合)

市町村

農業振興地域整備計画

- 農用地利用計画(農用地区域の設定・変更)
- 農業振興のマスタープラン

公告縦覧
異議申出

権利者・地域住民